

不利益処分の内容	違反広告物に対する措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市屋外広告物条例第 17 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 24 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
違反広告物に対する是正命令については、条例の規定に違反し、若しくは許可に付した条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、除却その他必要な措置を命ずることができることとされている。 命令の内容は、工事の施工の停止、除却、移転、改築、修繕、表示替等で条例の規定に適合したものとするための最小限必要な範囲のものである。 ここで、「相当の期限」とは、個々の具体的な内容に応じ撤去・移転・整理等に要する期間などを考慮し、社会通念上必要な期間を設定する。			

不利益処分の内容	保安上危険な広告物等に対する措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市屋外広告物条例第 17 条 2 項		
担 当 課	都市企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
保安上危険な広告物等に対する措置命令については、汚染、変色等による美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められる場合や朽廃、破損等により公衆の危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合には、広告物等を設置し、又は管理する者に必要な措置を命ずることができることとされている。 命令の内容は、広告物の除却、改築、修繕、模様替等で保安上又は美観上の最小限必要な範囲の措置である。 ここで、「美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められる」及び「公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる」の判断は、施行規則別表第 4 の規定により判断するため、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	許可の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市屋外広告物条例第 16 条		
担 当 課	都市企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
第 16 条各号に該当するかどうかについて審査し、決定するため処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	立入検査		
根拠法令及び条項	鳥取市屋外広告物条例第 24 条		
担 当 課	都市企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
それぞれ個々の事例により対応を考えるべきであり、一律の基準の設定はしない。			